（別紙１）

洋上風力関連産業調査等業務委託企画提案コンペ参加仕様書

１　業務目的

県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、脱炭素化等をチャンスと捉えた産業振興の促進に取り組んでいる。

このうち、洋上風力発電は再生可能エネルギーの発電量が大きいことや、部品点数が多くサプライチェーンの裾野が広いことから、脱炭素と経済成長双方の観点で期待されている。

本業務は、本県における洋上風力発電の導入に向けた議論・検討を進めていくため、洋上風力関連産業により生み出される経済効果等の最大化に向けたサプライチェーン構築の調査・分析を行うとともに、再生可能エネルギーを活用した地域共生のあり方等について調査を行うものである。

２　業務内容

（１）委託業務名

洋上風力関連産業調査等業務委託

（２）委託期間

契約締結日から令和９年３月19日（金）まで

（３）仕様

別添「洋上風力関連産業調査等業務委託仕様書」のとおり

３　**契約上限額　４，４７４，１６３円（消費税及び地方消費税を含む）**

４　参加条件

次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

（１）参加者資格

ア　当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

（２）最優秀提案者資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

５　質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は以下により質問をしてください。

（１）質問の受付期限

令和８年５月１日（金）17時必着

（２）質問の方法

電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。

質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

（３）質問の提出先

下記１７の担当所属に提出してください。

（４）質問に対する回答

質問に対する回答については、令和８年５月 11 日（月）17 時までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認してください。

ただし、質問及び回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

６　参加資格確認申請及び確認結果の通知

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペの参加資格確認申請を行ってください。

（１）提出期限

令和８年５月 13 日（水）17 時必着

（２）提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便で送付してください。

（３）提出先

下記１７の担当所属に提出してください。

（４）提出書類

ア　企画提案コンペ参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　役員等に関する事項（第２号様式）

ウ　企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第３号様式）

エ　その他、上記アに記載の添付資料一式

（５）参加資格確認結果の通知

令和８年５月 27 日（水）17 時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

７　企画提案書等の提出

上記６（５）により、参加資格確認を受けた者は、以下により企画提案書等を提出してください。

（１）提出期間

参加資格確認結果通知から令和８年５月 29 日（金）17 時まで

（２）提出方法

上記６（２）に同じ。

（３）提出先

下記１７の担当所属に提出してください。

（４）提出資料及び部数

ア　企画提案書　　９部（正本１部、副本８部）

・様式　Ａ４版とする（縦横は問わない）

・記載内容

・「ア　洋上風力発電に係るサプライチェーン構築に向けた調査・分析」、「イ　洋上風力発電の電力を活用した地域共生事例の調査」における、調査・分析手法について、積極的なご提案をお願いします。

・本委託業務に係る全体スケジュールを記載してください。

・その他、契約額の範囲内で本事業目的達成に必要な提案があれば、ご記載く

ださい。

イ　見積書　　９部（正本１部、副本８部）（※）

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。（発行責任者と担当者は同一でも可）

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

ウ　提案事業者の概要書　　９部

エ　その他提案にかかる参考資料　　９部

８　審査の実施及び選定結果の通知

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「洋上風力関連産業調査等業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定します。

（１）企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

ア　企画性・独自性（配点×２）

事業者の特性を生かした独自の工夫が認められるか。

イ　的確性

仕様書、調査目的に適合した提案となっているか。

ウ　専門性（配点×２）

最新の技術動向をふまえて業務を実施する能力を有しているか。

客観的データを収集し、分析・解析する能力を有しているか。

エ　計画性

実施手法や連絡体制、スケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。

オ　経済性

提案内容及び事業予算額は費用対効果の観点から効率的であるか。

見積額及び積算内容・根拠は的確か。

（２）第１次審査（書面審査）の実施

提案者が多数の場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行い、優秀提案者を５者程度選定します。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知します。第１次審査により落選とされた提案は第２次審査の選定対象から除外します。

（３）第２次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定します。

ア　実施日時　令和８年６月５日（金）午前（予定）

イ　形式　　Ｗｅｂ会議（Ｚｏｏｍを予定）

ウ　内容　　プレゼンテーション 15 分、質疑 10 分（予定）

エ　方法　　提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとします（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可）。

オ　選定結果通知　提案したすべての者に対し、令和８年６月８日（月）17 時までに電子メール又は電話により通知します。

９　最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、令和８年６月 10 日（水）17 時までに次の書類を提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）してください。

（１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が過去６ヶ月以内に発行したもの）の写し
（２）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６ヶ月以内に発行したもの（無料））の写し
（３）過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第４号様式）
（４）三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（様式は三重県ホームページの「共通債権者（物件契約）登録」のページに掲載しています。）
（５）書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」（様式は三重県ホームページの「三重県における電子契約サービスの導入について」のページに掲載しています。）

１０　契約方法に関する事項
（１）契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
（２）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
（３）契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行います。
（４）契約書は２通作成し、双方各１通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとします。）

１１　監督及び検査
契約条項の定めるところによります。

１２　契約代金の支払い方法及び支払い時期
契約条項の定めるところによります。

１３　見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

１４　暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に

基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

１５　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　発注所属に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

１６　その他

（１）企画提案に関する事項

ア　企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ　企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ　企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

（２）契約に関する事項

ア　原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ　成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ　委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ　委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

（３）企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア　本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ　提案者が同一事項の企画提案コンペに対し２以上の見積をしたとき。

ウ　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ　提案に際して談合等の不正があったとき。

オ　提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ　見積書に記載された見積金額（消費税及び地方消費税抜きの額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ　その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（４）この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています。）

１７　担当所属

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県雇用経済部　新産業振興課　成長産業・ライフイノベーション班
担当：柳本
電話：059-224-3113　電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp